

# 一般社団法人 産直広場 ぐるぐる 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 産直広場 ぐるぐる と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市若林区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、宮城県仙台市若林区若林および周辺地域の復興と、市民と協働のまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①農業体験事業
- ②市民活動連携事業
- ③地域づくりの推進事業
- ④行政との協働事業
- ⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員及び社員

(会員及び社員の資格)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。1 2

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。: 2

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第 11 条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

## 第 4 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 14 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第 15 条 この法人の社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。  
2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。
- 3 理事全員に事故があるときは、社員総会において出席社員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 正会員は、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(社員総会の決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第 4 9 条第 2 項の定めによる特別決議は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した理事、監事その他の一般法人法施行規則第 1 1 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から 1 0 年間主たる事務所に備え置く。

## 第 5 章 役員等

(種別及び定数)

第 21 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会において社員の中から選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、この法人又は子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法1人の業務を分担執行する。
- 3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 4 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。:

(任期等)

第 24 条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した役員補欠として、又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の在任役員任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第 25 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議（ただし、監事は一般法人法第49条2項2号の特別決議）により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(事務局)

第 27 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び禁止

(開催)

第 31 条 通常理事会は、理事会の定めるところにより毎年定期に開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があ

ったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の 5 日前までに通知しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(議決)

- 第 34 条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の議決の省略)

第 35 条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合はこの限りでない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、議決を要する事項について特別利害関係を有する理事の氏名、議長その他の一般法人法施行規則第 15 条第 3 項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名し、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第 37 条 理事会に関する事項については、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 38 条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集等)

第 39 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程による。

(基金の拠出者の権利)

第 40 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第 41 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行う。

## 第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って行うものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第 1 項の書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

3 第 1 項の承認を受けた書類は、主たる事務所に 5 年間備え置き、社員及び債権者の閲覧に供するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 48 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会の議決を経なければならない。

2 重要な財産を処分し、又は譲り受けようとするときも同様とする。

(剰余金の不分配)

第 49 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、社員総会における、社員の半数以上であって、社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 51 条 この法は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 52 条 この法人は、一般法人法第 1 4 8 条第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 2 分の 1 以上に当たる多数の決議を経て認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 11 章 附 則

(最初の事業年度)

第 55 条 この法人の設立当初の事業年度は、この法人成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 56 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	小野 英男	相澤 太利男	森 曉美	今野 あけみ
	山田 義之			
設立時代表理事	小野 英男			
設立時監事	齋藤 博雄			

(設立時社員の氏名及び住所)

第 57 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 仙台市太白区土手内 3 丁目 1 番 21 号  
設立時社員 小野 英男

住 所 仙台市若林区若林 3 丁目 2 番 22 号  
設立時社員 森 曉美

住 所 仙台市青葉区みやぎ台 1 丁目 27 番 1 号  
設立時社員 今野 あけみ

住 所 宮城県岩沼市里の杜 3 丁目 4 番 5 号 10-4 号  
設立時社員 山田 義之

(法令の準拠)

第 58 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人産直広場 ぐるぐる設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 26 年 3 月 25 日

設立時社員 小野 英男

設立時社員 森 曉美

設立時社員 今野あけみ

設立時社員 山田 義之